

周遊商業エリアスタンプラリー業務委託仕様書

1. 件名

周遊商業エリアスタンプラリー業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日（金）

【イベント実施期間（予定）】

○周遊&謎解きイベント

令和6年8月1日（木）から10月31日（木）

3. 履行場所

飯塚市 外 地内

4. 事業の概要及び目的

（1）概要

本市では、西鉄バス筑豊株式会社の独自バス路線である市内商業施設を巡回するバス路線「まちなかおかいものゴー」の利用促進を図り、路線上の市内商業施設等に設置された謎を解きながら周遊することにより、参加者が市内商業施設等の魅力を感じ、まちの風情を楽しみながら、買い回りにつながるような周遊&謎解きイベントを開催する。

謎解きイベントは、参加者が「①大型商業施設エリア」「②商店街エリア」「③まちなかおかいものゴー」の各エリアに設置された謎のQRコードをスマートフォン等で読み取り回答するデジタルスタンプラリーとし、条件達成者へ抽選で賞品をプレゼントする。

（2）目的

上記イベントにより、普段身近にある商業施設の知らなかった側面を体感することで、市外への消費流出を防ぎ、新たな消費を呼び込むことで地域経済の活性化を図る。

5. 業務内容

誰もが参加したくなるような楽しいイベントを企画し、まちなかおかいものゴーの利用促進、ひいては市内周遊の促進と地域経済の活性化につながるよう創意工夫を凝らすこと。

ただし、以下の前提条件①～⑦を踏まえた上で企画すること。

<前提条件>

①対象者

市内外問わず子どもから大人までを想定した幅広い世代を対象とする。

②全体のスケジュール

令和6年8月1日（木） イベント開始

令和6年10月31日（木） イベント終了・賞品の申込期限

令和6年11月上旬 賞品当選者の抽選

令和6年11月中旬 賞品引換券発送完了期限

令和6年12月末 賞品引換券引き換え期限

令和7年1月中旬 参加者分析、アンケート及び実績報告期限

③謎の内容

本事業における「謎」とは、飯塚市にちなんだ内容とし、参加者の年齢問わず回答に辿り着けるような出題方法にし、謎の作成方法は受託者の独自性にゆだねるものとする。
(R5年度実施例) 本事業担当職員が謎を作成。

④謎解きの回答・アンケート・賞品応募

すべてスマートフォン等モバイルデバイスを使用して行えるようにすること。

⑤謎の設置場所

下記①～③を「謎」の設置場所とし、計9か所設置する。

①大型商業施設エリア：イオン穂波ショッピングセンター、ゆめタウン飯塚、カホテラスの3施設に各1か所

②商店街エリア：しんいづか、本町、東町、吉原町、昭和通り商店街に各1か所

③まちなかおかいものゴー車内エリア内に1か所

①の各施設内及び②の各商店街エリア内における謎の具体的な設置場所については公表せず、①、②のエリア内を散策しながら謎の設置場所を発見できるようにすること。

⑥謎の設置方法

受託者の独自性にゆだねるものとする。ただし、年齢問わず参加者が楽しめるよう手法を凝らすこと。

(令和5年度実施例) 商業施設内にイーゼルを置き、QRコードが記載されたパネルを設置。

⑦謎解きの達成条件

上記⑤の①②③の各エリアで1つずつ、計3つの謎解きを達成することを最低条件とし、達成者に賞品を渡す。ただし、達成者が500名を超える場合は抽選し、当選者に賞品を渡す。

(1) イベント全体について

① イベントそのものに飯塚市らしさを盛り込んだテーマを設定し、集客を図ること。

(令和5年度実施例)

『まちなかおかいものゴーに乗って出かけよう！謎解きデジタルスタンプラリーin いいづか』

② 全てのエリアにおいて、事前に現地実査及び所有者と調整を行ったうえで謎の設置場所等について決定すること。

③ 謎解きの妥当性について、事前に十分な検証作業を行うこと。

④ 製作期間中において、企画・製作の進行管理および各種手配等、飯塚市との窓口となる製作進行管理者を選定し、飯塚市との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。

⑤ 実施期間中において、イベントに関する問い合わせに対し対応ができるよう、コールセンターを設置すること。

(2) 賞品について

①賞品内容

賞品の内容については、いづかブランド認定商品と、いづかPayポイント2,000ポイント付与の1セットでプレゼントすること。なお、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及びその他の関係法令等に抵触しないよう配慮すること。

②賞品の金額設定

- ・いづかブランド認定商品（1,000円程度）×500名≦500,000円（委託料に含む）
- ・いづかPayポイント2,000ポイント付与×500名=1,000,000ポイント（別途市の予算あり）

③いづかブランド認定事業者への依頼

依頼については原則受託者が執り行うものとするが、市担当者の同席が必要であると判断される場合においては適宜同席し、2者で事業者への依頼を行う。

④賞品の引き渡し方法

賞品引換券と市が提供するいづかPayポイント付与用のQRコード付きA4用紙を当選者に郵送する。市内を回遊してもらうことを目的とするため、賞品引換券郵送によるいづかブランド認定事業者の店舗での商品交換を原則とする。ただし、やむを得ない事情により賞品の受け取りが困難な申し出があった場合は、個別に対応すること。

⑤いづかブランド認定事業者に対し、お客様が引換券持ち込み時の対応について入念な説明を行うこと。

(3) 謎解きの回答・アンケート・賞品応募

ア 参加方法

参加者がスマートフォン等によりQRコードを飲み取り謎解きをクリアした後に、Webサイトを使用して簡潔に賞品を申し込みし、アンケートに回答できるようにすること。

イ 個人情報

イベント参加者が達成条件をクリアし、抽選に応募する時点で収集することとし、商品の発送に必要な最低限の個人情報のみ取得すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できる仕様にすること。

ウ 当選者の選定方法

達成者が500名を超える場合は抽選によるものとする。

エ 賞品企画に係る費用

賞品引換券発行費、抽選に係る経費、引換券発送費等は本契約金額に含むものとする。

オ 賞品引換券の発送

令和6年11月中旬までに完了すること。

(4) 印刷物の製作

イベントで使用する必要な印刷物については、上記の内容を踏まえ、次の①、②を受託者が用意すること。なお、提出期限等、詳細については双方で協議の上決定する。また、

広くイベントを周知し集客ができるよう、イベントの趣旨に沿ったレイアウト・デザインにすること。

【謎解きイベント】

①告知ポスター（B3判フルカラー、50部）

②イベントPR用及びパンフレットチラシ（A4判両面フルカラー、13,000部）

（5）イベントのPR

参加者増加促進のため、本事業を市内外へ広く周知することを目的に、以下①～③に留意して幅広くPRを行うこと。

①謎解きイベントと同様のイベントに参加したことのある人が多く利用すると想定される様々なツールを利用し、市内外における広報を強化すること。

②上記①の手法にとどまらず、WEBサイトや雑誌などの有料広告記事掲載を導入することは可とするが、掲載にかかる経費は本契約に含まれることとする。

③市内や近隣エリアの施設やイベントなど人が集まる場所での広報活動を実施すること。

（6）委託業務の運営管理

①イベント実施期間中において、参加者対応等、飯塚市との窓口となる進行管理者を選定し、飯塚市との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。

②イベントに関わる製作物等の設置・保守・撤去は、受託者の責任で行うこと。設置に当たっては、各種法令を遵守し、必要に応じて所有者の許可を得ること。

③設置物の定期的な保守・点検を行い、破損等が発見された場合は補修・交換を行うこと。

④謎解きイベントの各エリアの参加者数及びクリア者数を把握し、データをまとめて適宜情報提供すること。

⑤イベントに関わる製作物等の設置場所との連絡・調整については、飯塚市と調整の上受託者において行うこととする。

6. 従事作業員

（1）受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。

（2）受託者は、従業員に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

7. 業務計画

受託者は、業務開始前に業務計画表を作成し、飯塚市に提出するものとする。

8. 提出物

受託者は、本業務の成果物として、次のものをデータ及び書面で提出するものとする。

（1）各種製作物一式

（2）業務完了報告書及びアンケート集計

9. 提出物等の帰属

- (1) 受託者は、受託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含むすべての成果物（中間成果物を含む）の著作権（著作権法第27条・28条を含む一切の権利）については、すべて飯塚市へ譲渡するものとし、成果物等の著作権および使用権は飯塚市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、飯塚市が成果物等を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、飯塚市の許可なく、成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

10. 保証等

- (1) 受託者は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害しては
いないことを保証する。
- (2) 成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、
受託者の責任と費用において解決する。

11. 個人情報取扱い

別紙特記事項のとおりとする。

12. 支払い方法

業務完了後履行内容を担当者が検査し、合格後に受託者からの正当な請求に基づき、請求書受領後30日以内に一括払いするものとする。

13. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度飯塚市と受託者が協議を
し、決定すること。
- (2) 受託者は、業務を通じて知り得た事項について、その一切を第三者に漏らし、または
利用してはならない。
- (3) 本業務に係る事故が生じたときは、受託者は速やかにその状況を飯塚市に報告しな
ければならない。

14. 担当者 飯塚市経済部商工観光課商工係 本松、藤井